

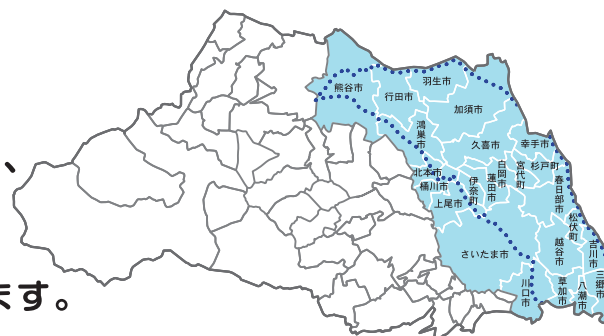


令和 7 年 7 月 1 日開始

特定都市河川流域で雨水浸透阻害行為を行う際には、 **流出抑制**のための**許可**が必要です。

特定都市河川浸水被害対策法第 30 条に基づき、
中川・綾瀬川流域で行う
1000 m²以上の雨水浸透阻害行為に対して、

知事等*の許可が必要になり、
雨水貯留浸透施設の設置が義務付けられます。



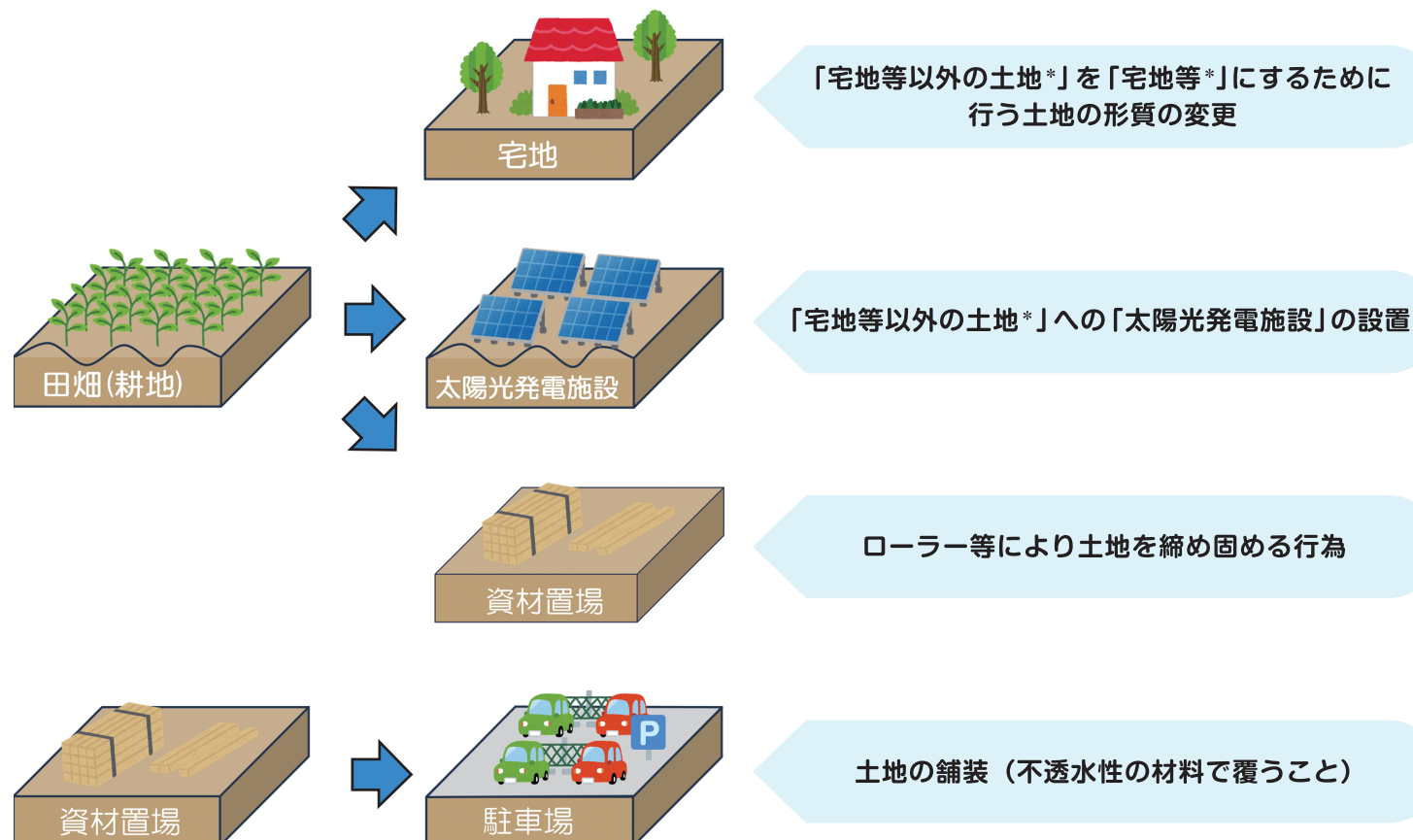
中川・綾瀬川流域を
含む市町 (24 市町)

*等とは、政令指定都市・中核市の長、権限移譲市町長をいう。
申請先は行為を行う地域によって異なります。
詳細は県 HP を参照。



アクセス用 QR

▶ 雨水浸透阻害行為 (土地の締固め等により雨水が地面にしみ込みにくくなる行為) の例



*「宅地等」に含まれる土地：宅地、池沼、水路、ため池、道路、鉄道、飛行場
「宅地等」以外の土地：山地、林地、耕地、原野等 (注：太陽光発電施設は宅地に該当)

※各市町の条例・要綱に関する基準及び窓口は裏面をご確認ください。

お問い合わせ先

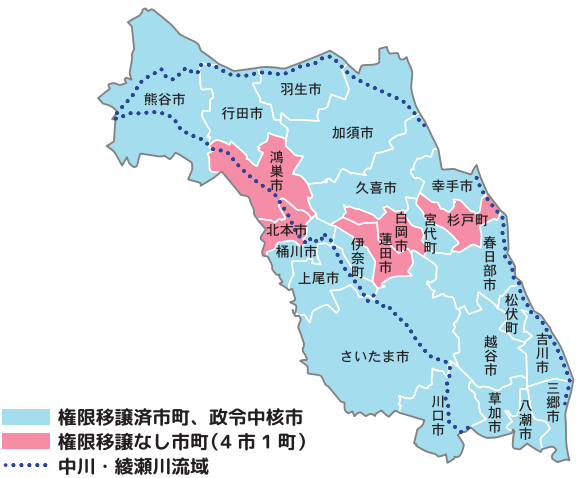
埼玉県 河川砂防課 計画調査・流域治水担当
電話：048-830-5164 E-mail：a5120-15@pref.saitama.lg.jp



▶ 雨水貯留浸透施設の設置に関する許可窓口

対象面積 1,000 m²以上～1ha 未満

※ 別途、各市町の条例・要綱等に基づく対策との調整が必要です。



- (政令指定都市、中核市)
○さいたま市 ○川口市 ○越谷市
(権限移譲市町)
○熊谷市 ○行田市 ○加須市
○春日部市 ○羽生市 ○上尾市
○草加市 ○桶川市 ○久喜市
○八潮市 ○三郷市 ○幸手市
○吉川市 ○伊奈町 ○宮代町
○松伏町

各市町 担当課・所

- 鴻巣市 ○北本市 ○蓮田市
○白岡市 ○杉戸町

県 河川砂防課

対象面積 1ha 以上

※ 別途、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（県雨水条例）の許可が必要です。



- (政令指定都市、中核市)
○さいたま市 ○川口市 ○越谷市

各市町 担当課・所

- (政令指定都市、中核市を除く、全ての流域市町)
○熊谷市 ○行田市 ○加須市
○春日部市 ○羽生市 ○鴻巣市
○上尾市 ○草加市 ○桶川市
○久喜市 ○北本市 ○八潮市
○三郷市 ○蓮田市 ○幸手市
○吉川市 ○白岡市 ○伊奈町
○宮代町 ○杉戸町 ○松伏町

県 河川砂防課

※さいたま市、熊谷市、川口市、加須市、鴻巣市、上尾市、桶川市、北本市については、市町内の一部地域が中川・綾瀬川流域でない場合もあります。
詳細な範囲については、以下の中川・綾瀬川流域の特定都市河川に係る HP を参照ください。
<https://www.ktr.mlit.go.jp/edogawa/edogawa01157.html>（国土交通省 HP）



〔 開発行為に伴う雨水流出抑制対策に関する市町の基準や申請・お問い合わせの窓口 〕

市町名	担当課	電話番号
さいたま市	(特定都市河川法の事前相談) 河川課	048-829-1585
	(見沼区、岩槻区) 北部建設事務所 河川整備課	048-646-3231
	(緑区) 南部建設事務所 河川整備課	048-840-6231
熊谷市	河川課	048-524-1111 (代)
川口市	河川課 管理係	048-229-5916
行田市	道路治水課 治水担当	048-550-1553
加須市	治水課 治水計画担当	0480-62-1111 (代)
春日部市	河川課	048-736-1134
羽生市	建設課 治水係	048-561-1121 (内線 251)
鴻巣市	道路課 計画担当	048-541-1321
上尾市	建設管理課 占用・管理担当	048-775-8597
草加市	河川課 経営係	048-922-3449
越谷市	河川課	048-963-9203
桶川市	道路河川課 河川係	048-788-4955 (直通)
久喜市	都市計画課 開発指導係	0480-22-1111
北本市	建築開発課 指導担当	048-594-5550
八潮市	建設管理課 建設管理係	048-996-3422 (直通)
三郷市	河川課	048-930-7735 (直通) (雨水流出抑制対策に関すること)
	開発指導課 開発指導係	048-930-7742 (直通) (開発事業に関すること)
蓮田市	道路課 管理担当	048-768-3111
幸手市	道路河川課 工務担当	0480-43-1111
吉川市	河川下水道課 統合治水担当	048-982-9981
白岡市	建築課 開発指導担当	0480-92-1111 (開発許可に関すること)
	上下水道課 管理担当	0480-92-1645 (雨水流出抑制施設設置基準等に関すること)
伊奈町	都市計画課 都市計画係	048-721-2111
宮代町	まちづくり建設課 建築開発担当	0480-34-1111 (内線 344・345)
杉戸町	建築課 開発建築指導担当	0480-33-1111 (内線 345・346) (開発許可に関すること)
	都市施設整備課 道路治水担当	0480-33-1111 (内線 378・379) (雨水流出抑制に関すること)
松伏町	まちづくり整備課 土木担当	048-991-1823
	松伏町宅地開発指導要綱、都市計画法に基づく開発許可制度の解説 新市街地整備課 開発建築担当	048-991-1858

※令和 8 年 4 月時点の情報となっております。